

関西労災職業病

関西労働者安全センター

2005.6.10発行(通巻第350号) 200円

〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-13 ばんらいビル602
TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278
郵便振替口座 00960-7-315742
近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284
E-mail: koshc2000@yahoo.co.jp
ホームページ: http://www.geocities.jp/koshc2000/



- アスベスト被害で申し入れ
中皮腫患者遺族、国鉄清算事業本部へ 2
- 労働者代表の推薦にもとづかない労働者側委員??
厚生労働省がJR西日本に安全衛生対策で行政指導 9
- 2005年夏期カンパへのご協力のお願い 13
- 韓国からのニュース 14
- 前線から(ニュース) 16
長尾原発労災裁判 東電の裁判かく乱戦術を一蹴 東京／救
助での死亡を労災認定 労働保険審査会が裁決 東京／タイ
人労働者の寄宿舎火災、審査官が業務上の決定 神奈川

5月の新聞記事から／19

表紙／国鉄清算事業本部へ遺族が申し入れ 2005年6月20日 (撮影:今井明)

'05 6

アスベスト被害で申し入れ 中皮腫患者遺族、国鉄清算事業本部へ



2005年6月20日国鉄清算事業本部へ入る遺族たち

旧国鉄時代に車両の補修、整備に従事した際にアスベストに曝露したため中皮腫を発症し、死亡し労災認定された事例がこれまでに、次の4件が明らかになっている。

立谷勇さん(京都府・向日町電車区、ディーゼル機関車の検修作業で曝露、胸膜中皮腫、04年3月認定、本誌2004年4月号)、久富義孝さん(東京都・品川電車区、車両の補修・検査作業で曝露、胸膜中皮腫、04年6月認定、本誌2004年7月号)、加藤進さん(神奈川県・大船工場、電車等の修理・改造作業で被曝、胸膜中皮腫、05年1月認定、本誌2005年3月号)、Aさん(兵庫県・鷹取工場など、蒸気機関車の補修作業などで曝露、腹膜中皮腫、05年4月認定、2005年5月号、新聞記事1,2参照)

労災として認定したのは、国鉄清算事業

本部東日本又は西日本支社。

旧国鉄時代の曝露原因で発症した疾病は、厚労省が管掌する労災保険ではなく、清算事業本部が直接補償を行うという制度となっている。旧国鉄時代に、国家公務員として使用者が直接補償をする制度であったことを踏襲したものだ。

はじめて直接交渉

6月20日、東京・港区にある国鉄清算事業本部を4遺族がこれを支援する東京労働安全衛生センター、神奈川労災職業病センター、当センターなどとともに訪れ、本部担当者に対して申し入れの趣旨と気持ちを伝えた。本部には文書で次頁の要請が提出されていた。

（平成17年）6月21日 火曜日		享月	亡	業斤
本部に、退職者の追跡調	は、全員を業務で石綿を吸い込んだための労災と認定した。別に一人は潜伏期間が30～40年と長い。当時、この作業をしたのは数万人に達すると言われ、今後、患者の急増が予想される。4人の遺族は20日、同	旧国鉄時代の60～70年代に機関車の補修や車両の解体などをした元職員4人が、昨年3月以降、相次いでアスベスト（石綿）が原因の「中皮腫」で死亡した。国鉄清算事業本部（東京都港区）は、	は、蒸気機関車のボイラは対象が膨大で難しいが、方法を検討したい」と応じたが、補償の上積みは無理だとした。	以前年3月死亡
職死亡	が労災を申請中。中皮腫は潜伏期間が30～40年と長い。当時、この作業をしたのは数万人に達すると言われ、今後、患者の急増が予想される。4人の遺族は20日、同	（04年6月認定、同年3月に76歳で死亡）、神奈川県茅ヶ崎市の加藤進さん（05年1月認定、04年12月に61歳で死亡）、神戸市の男性（05年4月認定、04年5月に55歳で在	労災認定されたのは、兵庫県加古川市の立谷勇さん（04年3月認定、同年8月に61歳で死亡）、千葉県の久富義孝さん（04年6月認定、同年3月に76歳で死亡）、神奈川県茅ヶ崎市の加藤進さん（05年1月認定、04年12月に61歳で死亡）、神戸市の男性（05年4月認定、04年5月に55歳で在	は、蒸気機関車のボイラ、ディーゼル機関車のボイラマフラー周辺などに使われた。解体、補修の際に吸い込んだとみられる。社団法人の神奈川労災職業病センター（横浜市）が今年3月に旧国鉄の大宮、大井、大船3工場の退職者のうち約1500人に文書で尋ねたところ、本人や遺族8人か
（平田篤史）	し、実態把握を始めた。	ら「石綿が原因の病気ではないか」との訴えがあつた。国鉄労働組合（労も、OB組織）と協力して、	は、蒸気機関車のボイラマフラー周辺などに使われた。解体、補修の際に吸い込んだとみられる。社団法人の神奈川労災職業病センター（横浜市）が今年3月に旧国鉄の大宮、大井、大船3工場の退職者のうち約1500人に文書で尋ねたところ、本人や遺族8人か	は、蒸気機関車のボイラマフラー周辺などに使われた。解体、補修の際に吸い込んだとみられる。社団法人の神奈川労災職業病センター（横浜市）が今年3月に旧国鉄の大宮、大井、大船3工場の退職者のうち約1500人に文書で尋ねたところ、本人や遺族8人か

アスベスト労災認定 加古川などの4人

退職後のアスベスト被災者及びその家族、遺族の補償等に関する要請

私たちは、中皮腫で夫や父を亡くした旧国鉄・JR職員の遺族並びにその代理人です。私たちの夫や父のいずれもが、これから老後を迎えるという矢先の突然の死でした。花嫁の父として娘の晴姿を見ていくばくもなく命を絶たれたものもいます。障害もつ子の行く先を案じたまま無念の死を遂げた父親もいたのです。夫や父はなぜ、どうして死なければならなかつたのでしょうか。中皮腫という病気を知るにつけ、私たちは腹に押し込まれた憤りと胸に抑え込まれた怒りが込み上げてくるのを押さえることができません。

職歴をたどれば、30年～40年前、その労働の現場で何が起きていたのでしょうか。国鉄の職員として仕事に誇りをもって働いていたわが夫や父に髪の毛の5千分の1の細さの見えないトゲがそれほど危険で恐ろしいものだということがどれほど知らされていたのでしょうか。中皮腫と診断されてから、わずか半年から1年、家族共々の戸惑いと悩み。そして苦しみと嘆きは忘れようにも忘れることはできません。また、夫や父を見送った後の悲しみも癒えることはないのです。

もちろん、このような言葉に言い尽くせぬ万感余る遺族の思いを披瀝したとしてもわが夫や父が帰ってくるわけではありません。同じように、亡き夫や父がその死の報いとして業務災害として認定され、殉職死としての扱いを受けたとしても、わが夫や父が生きて返ってくるわけではないのです。

今回の要請にうかがったのは、私たちの言い尽くせぬ思いを精算事業本部の方々にお伝えし、せめてまだ救済の手を差し延べられていない同じ旧国鉄・JR職員の被災者や家族また遺族の方々にしかるべき補償をしてもらいたいからです。精算事業本部が旧国鉄の精算事業としての職務を全うされるとすれば、このアスベスト被害の精算なくしてはありえないとも思うのです。以下の要請をよく精査、斟酌したうえで、直ちに実行されるよう強く要請するものです。

記

1. 精算事業本部の各支社の業務災害認定の実務がいま以上に迅速に行われるばかりでなく、認定後の支払いが遅滞することのないよう認定実務の体制を整え、円滑な業務執行がなされるよう努力すること。
2. 旧国鉄、JR職員のアスベスト被害についての基本的認識を明らかにし、謝罪すること。
3. これまでの全国の旧国鉄、JR職員のアスベストを原因とする業務災害の認定状況を明らかにし、認定の基準や補償の仕組み、安全・衛生の体制等を資料提供して説明すること。
4. 退職者に対する追跡調査を実施し、健康管理手帳など退職者の健康管理に係わる周知事業を行うこと。

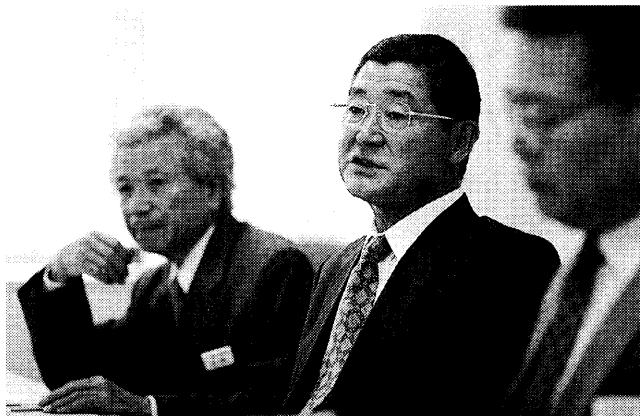
患者救済と退・在職者の健康管理を!

中皮腫被害者の労災認定という事態の中で、急いで行わなければならないのは、アスベスト曝露作業に従事した退職者、JR在職者の健康管理を目的とした追跡調査だ。関西でもAさんの職場であった旧鷹取工場、立谷さんの職場であった向日町電車区など、様々な職場が対象と考えられ、全国的にも相当多数が対象者となると考えられる。

すでに、神奈川労災職業病センターが大宮、大井、大船工場の退職者名簿をもとに行なったアンケート調査でもアスベストによる健康障害とみられる回答が寄せられており、早急な全体調査

が実施されるべきである。

アスベストによる健康障害は中皮腫だけではなく、肺ガンやアスベスト肺などの疾患に及んでいる。労災認定患者は当然として、こうした健康障害の実情を踏まえた救済、健康管理対策が必要となっている。



対応する国鉄清算事業本部担当者

国鉄清算事業本部本社に行って

Aさんの妻

2005年6月20日、立谷さんと一緒に、東京の国鉄清算事業本部本社に行ってきました。旧国鉄で労災認定を受けた4遺族が合流し、東京労働安全衛生センター、神奈川労災職業病センター西田さん、関西労働者安全センター古川さんのスタッフと一緒に、認定実務の体制、遺族への謝罪、退職者の追跡調査、労災の上積み補償など4項目の要請について、話し合いに行きました。清算事業本部では、職員課の方が4名出席で、上役である理事は欠席でした。職員課だけで対応ができると最初から軽んじられて

しました。遺族に対する痛みを感じていないのでしょうか。謝罪はあったものの心からの謝罪のように思えませんでした。所詮、人の命の尊さなど、なんとも思っていないのでしょうか。ましてや中皮腫という病気自体、どの様な病気なのかも解っていない状態です。退職された同僚に対する追跡調査の要請についても、人数が多く、把握が難しいと難色を示す有様です。国鉄のために、一生懸命働いてきた職員に対する言葉でしょうか？何をどうしたらいいのか何も解かっていない。本社がこんな事態です

から、支社が解からないのは当たり前だと思いました。こんな職員課の人を相手に、東京労働安全衛生センター、神奈川労災職業病センターの西田さん、関西労働者安全センターの古川さんらスタッフは、遺族のために力一杯の発言をしていただきました。心強い行動に、胸が熱くなりました。今回は

東京に来て関東の遺族の方にも逢えて、友好を深める事もできましたし、遺族だけでは国鉄清算事業本部本社に、行く事ができない所にも行く事ができました。これもセンターの皆様のおかげと心から感謝します。

これからも遺族のために力を貸してください。よろしくお願ひします。

主人の遺志を継いで

立谷 千里

主人（立谷勇）が亡くなつてから、早1年近くになろうとしています。普段は生活におわれ泣く事もないのですが、インタビューを受けたり、主人の話をすると涙ぐんでしまいます。

今ちまたで、アスベストの病気（中皮腫）が話題になり、一般の人々にもだいぶ認知されてきた様に思われます。

さて先日、主人がなぜ病気にならなければいけなかったのか、東京の国鉄清算事業本部の方へ、遺族4家族と安全センターの方々と出向きました。話の内容はさておき、本部の方々4名の話をうかがうと、あまりにも他人事の話しぶり、病気に対しての知らなさすぎには、あきれてしまいました。

大阪の事業団の方々に怒り心頭でしたが、本部の人の話を聞いいると、上が無知だと下も無知との結論でした。

本部も大阪も他の事業所も、これから多発するであろう病気に対して、しっかり勉強して、申請してきた人に、しっかり迅速に対応してほしいです。

主人が名前を出し、この病気のことを世に知らせたのは、旧国鉄の方々もしかりですが、まだアスベストがあまり一般に認知



交渉に出席する立谷千里さん

されていない状態ですので、一般の人に、アスベストの怖さを知りたいとの思いがありました。

自分でも何が今話したく、何を言葉にしたらよいのか、頭の中は真っ白でパニック

していますので、これくらいで失礼します。センターの皆様には大変お世話になりありがとうございます。これからもよろしくお願ひいたします。

男性の同僚らから不安の声が上がっていることから、旧鷹取工場の最大労組だった国鉄労働組合（国労）西日本本部は、当時の勤務者の健康状態

男性は旧国鉄時代の一九六七年から同工場に勤務しており、車両の配管作業や解体作業に従事していた。

アスベストは断熱効果が高いため、配管やパイプのつなぎ目などに使用され、アスベスト織物。機関車職場に配属され、車両の配管作業や解体作業に従事していた。

同工場では六四年ころにはすでにアスベストが利用され、分割・民営化された八七年まで続いた。同清算本部は男性の吸引を認めていた。男性は

神戸市須磨区にあったJR西日本の旧鷹取工場で、アスベスト（石綿）吸引により、がんの一種の悪性腹膜中皮腫を発症。昨年五月に在職死亡した神戸市の男性（当時五十歳）について、国鉄清算事業本部は二十九日までに、労災と認定した。アスベストの使用は一九七〇年代がピークとされ、吸引から約四十年で肺がんや悪性中皮腫などを発症するといわれる。同工場は阪神・淡路大震災後に閉鎖されたが、旧国鉄時代は千五百、六百人が働く西日本最大級の現場だった。男性と同じ職場には約二百人が働いていたという。

同職場に200人 健康調査へ

三年前、微熱やのどの痛みが出て、急速に症状が悪化。免疫治療や抗がん剤治療、手術などを受けたが、昨年五月に亡くなつた。同僚によると、男性と同じ職場にいた約二百四十人が同じ作業をしていたという。アスベストの使用は認識していたが、危険性は十分に知らなかつたといふ。

E アスベスト 天然の鉱物繊維で、軽量耐火被覆材として高度経済成長期に多く使用された。吸引して肺の中に入ると組織を傷つけ、肺がんなどを引き起こす恐れがある。現在では、重量の1%を超えて含有する製品の製造、使用が禁止されている。

JR旧鷹取工場

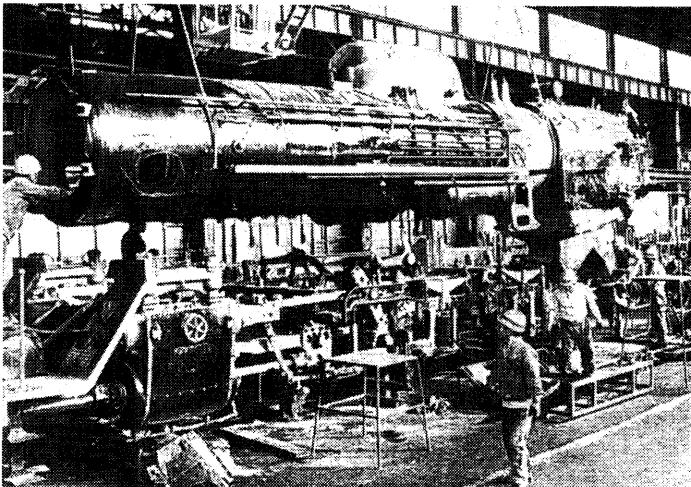
アスベスト禍 労災認定

がんで在職死亡の男性

は住宅街が広がっていた。アスベストの健康被害に詳しい兵庫医科大学の中野寺教授は「工場内に勤務していた人は診断を受けたましい。しかし生産工場から排出されたアスベストで周辺地域の住民が被害を受けたという例はない。住宅地への汚染はないと思われる」と話している。

（中部 別）

「潜伏数十年」に衝撃



JR^日鷹取工場アスベスト禍

神戸市須磨区のJR西日本の旧鷹取工場で働いていた男性(五十歳)が、神戸市立の死が、旧国鉄時代のアスベスト禍による労災と認定された。男性は「在職死」としており(妻五四)は「安全対策が全く取られていなかった。人間を何だと思っているのか」と涙を流して訴えた。同じ職場で働いていた兵庫県内の男性五五歳は、「工場内をアスベスト繊維が舞い、ダイヤモンドダストのようにきらきらしていた。体によくなりだらうとは思つていたが…」と証言している。

(一画面参照)

蒸気機関車の点検を終え、ボイラーを廻す従業員。断熱材としてアスベストが使用されていた=旧国鉄鷹取工場 (1979年撮影)

男性は、がんの一種の悪性中皮腫を発症。微熱などの症状が出てわざわざ三年で亡くなった。妻は「夫と一緒に大勢の人があ

鷹取工場で働いており、アスベストが原因で発病する人はほかにもいるはず。被害を社会に訴えた

い」と話した。

アスベストは「一九七〇年代、大量に使用された。数十年の潜伏期間を経て、健康被害を招き、悪性のがんを発症するケースが増えている。人口動態統計によるところ、一九五五年、石綿肺がんの死者は千五百人だったが、二〇〇三年には三十六百三十四人と急増している。アスベストの使用や製造が禁止されたのは〇四年十月のこと。それまで法的な規制はない。

亡くなった男性の同僚の一人は「これほど深刻だとは思わなかつた。作業員はマスクもせずに仕事をしていた。二十年以上前の吸引で亡くなること自体がショック」と不安を募らせていく。

アスベストは熱や摩擦に強く丈夫で、かつて造船、建築、港湾、水道開拓など幅広い業種で使用されており、労災を申請する動きが広がっている。兵庫医科大学の中野孝司教授は「がんなどの発症は今後増え続け、ピークを迎えるのは二〇二〇~三〇年と思われる。生産現場で働いてきた人は、進んで診断を受けてほしい」と話す。

関西労働者安全センター(大阪市中央区)ではアスベストによる健康被害や労災についての相談を受け付けている。

6-6943-15327

同僚 募る健康不安

遺族涙 「人を何だと」

2005年5月30日 神戸新聞 朝刊



労働者代表の推薦にもとづかない労働者側委員??

厚生労働省がJR西日本に 安全衛生対策で行政指導

厚生労働省は6月15日、JR西日本福知山線の事故を受け、全国の鉄道事業者に対し安全衛生管理の点検を要請した。点検の実施内容は、JR西日本に対して行われた立ち入り調査で明らかになった問題点について、各社へ自主点検と改善、およびその結果の地方局への報告を要請するものとなっている。

目を疑うばかりの安全衛生活動実態

JR西日本への調査結果の概要(別添1)によると、問題点ありとして指導した内容は、ほとんど安全衛生活動の進め方に関するものとなっている。

なかでも目を疑うのは、安全衛生委員会の活動について指導を行ったという5項目である。つまりJR西日本では、(1)安全衛生委員について労働者代表の推薦による委員を指名せず、(2)産業医が出席せず、(3)健康診断結果等健康障害防止やメンタルヘルス対策に係る調査審議を行わず、(4)ヒヤリハット事例や日常の安全活動結果についての審議も行わず、(5)安全衛生規定についても審議を

行っていなかったというのである。要するに、法で義務付けられた安全衛生委員会の運営実態はまるで無いに等しい状態であったということなのだ。

今回の悲惨極まりない事故が引き起こされるずっと以前から、安全対策、職業病対策など有為な歴史を持つ労使が、なんと安全衛生委員会の運営一つ出来ていなかったというのは驚きに値する事態だ。

また(2)で指導項目となっているのは、安全衛生教育計画の策定に関する問題点である。おそらく、新聞等で報道されている「日勤教育」を含む運行のための「安全教育」は実行されていても、そこには労働安全衛生教育の観点はなかったのだろう。そのことは、5月31日に公表された、JR西日本の「安全性向上計画」で労働安全衛生対策の観点が抜け落ちてしまっていることにも現れている。同計画には「企業コンプライアンスの確立」などという項目が設けられているにも関わらず、安全教育の中身については、最低限の常識とも思える労働安全衛生法上の義務規定さえ省みられた形跡がない。

「立派な企業＝安全衛生活動も立派」ではない

こうした問題は、一般市民である乗客を巻き添えにした重大事故であったがため、白日の下にさらされることとなったのだが、普通の職場の状況に照らし合わせるとどうだろうか。

平成12年に実施された厚生労働省の「安全衛生基本調査」において、法律による義務付けがある50人以上の事業場の安全衛生委員会の設置率は約75%であり、鉄道事業では99%となっている。その完璧に近い設置率を誇る鉄道事業の最も大手企業にあって、その内容をみると最も基礎的な要件が満たされていなかったというのである。実際問題、最近目立った問題がないという普通の職場で安全衛生活動の状況を聞いてみると、安全衛生委員会の議題探しに苦慮しているだとか、産業医の参加を求めることなど考えもしたことがないという事例は少なくない。

そう考えると、このJR西日本の現状況は他の職場の安全衛生活動の総点検の必要を示しているとも考えられるのである。

昨年厚生労働省が相次いで起きた大規模事業場の大事故をきっかけに実施した「大規模製造業における安全管理体制及び活動等に係る自主点検」では、安全衛生活動の取り組み状況の是非が労働災害発生数という結果に鮮明に反映していることが明らかになっていた。その一方で、「労働者数や業績の増減、設備年齢の長短などの主要な経営

指標と災害発生率との間には、直接的な関連性は見られなかった」との結論も導き出されている。

歴史のある事業場であるかどうか、企業規模が大きいか小さいか、設備が最新鋭かどうかなどは、こと安全という面については影響がないというのは、数多くの事業場を訪問するとわかることがある。ヒヤリハット事例が報告され、自前のリスクアセスメントが盛んに実施されている事業場であれば、古い少人数の工場で安全で健康な職場が保たれていたりするのである。

踏襲されたJCO事故の問題点

「過密ダイヤのため遅れを取り戻すため日常的に行われていた速度オーバー」や、「現場の都合で勝手に変更された運行方法」などは、かつてJCOの臨界事故で、さかんに報道された組織事故の問題点がそのまま繰り返されたことを示している。時間短縮のために製造工程に変更を加えるのが当たり前になっていたというJCOの例は、安全衛生活動が形骸化した現場では踏襲してしまうのである。

いま一度、自らの職場の安全衛生活動は生きたものになっているのかどうか、鉄道事業に限らず点検をしていただきたいものである。

厚生労働省発表

平成17年6月15日

全国の鉄道事業者に安全衛生管理の点検を要請

－鉄道事業者に対する安全衛生管理の徹底について－

本年4月25日に西日本旅客鉄道福知山線において100名を超える方々が亡くなり、500人を超える負傷者がいるという甚大な事故が発生したことを受け、厚生労働省としてはこれまでに労働災害防止の観点から西日本旅客鉄道株式会社に対し、大阪労働局、兵庫労働局及び所轄労働基準監督署による立ち入り調査を実施し、その結果を踏まえ、安全衛生管理等に関し、改善を必要とすべき点について指導を行ってきたところである（別添1）。上記の調査の結果明らかとなった問題点について、他の鉄道事業者における状況を把握する必要があるため、本日、厚生労働省労働基準局安全衛生部長より、都道府県労働局長に対し、管内の鉄道事業者を対象とした安全衛生管理に関する点検等の実施を指示した。

1 対象

全国の鉄道事業者（約150社、西日本旅客鉄道株式会社を除く。）

2 実施内容

（1）都道府県労働局長から全国の鉄道事業者（本社）に対し以下の事項を要請する。

- (1) 西日本旅客鉄道株式会社に対して実施した調査の結果明らかとなった問題点を踏まえた安全衛生管理に関する点検（別添2）の実施
- (2) (1)の点検結果に問題が認められた場合における改善措置の実施

- (3) (1)及び(2)の実施結果の概要の都道府県労働局長への報告（8月1日まで）
- (2) 都道府県労働局長より、上記(1)(3)の報告を踏まえ、各鉄道事業者に対し、必要な指導を実施する。

（別添1）

西日本旅客鉄道脱線事故に対する調査結果の概要について

1 概要

本件について、大阪労働局、所轄労働基準監督署等において、京橋電車区、大阪支社等に対して立ち入り調査を実施した。

その結果、把握された問題点に対し、5月30日に大阪労働局長から西日本旅客鉄道社長あて、京橋電車区の問題点はもとより、全社的な見直しを行うよう指導文書を交付した。

2 指導内容の概要

調査によると、一定の措置は実施されていたものの、以下の点について問題があつたため、その改善を指導した。

- (1) 安全衛生委員会の活動について
 - (1) 労働者側委員について、労働者代表からの推薦に基づき指名すること。
 - (2) 産業医を出席させること。
 - (3) 労働者の健康診断結果等健康障害防止やメンタルヘルス対策に係る調査審議を行うこと。
- (4) 労働災害に係るヒヤリハット事例や日常の安全活動結果等についての審議を行うこと。
- (5) 安全衛生規定を審議すること。

- (2) 安全管理者等に対する教育等に関する安全衛生教育計画を審議・策定し、計画的・組織的な安全衛生教育を行うこと。
- (3) 経営トップ自らが定めた安全衛生方針について各事業場に周知徹底を図ること。また、それに基づく目標・計画による組織的・継続的な安全衛生水準の向上のための仕組みを確立すること。
- (4) 就業規則の一部である賞罰等取扱規程を届け出るとともに、周知を図ること。

■■■■■
(別添2)

安全衛生管理等の徹底について（点検項目）

1 安全衛生委員会等

- (1) 安全衛生委員会等の設置状況
- (2) 労働者側委員の労働者代表の推薦に基づく指名状況
- (3) 総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者、産業医の出席状況
- (4) 委員会の開催状況、議事録の作成状況
- (5) 以下に掲げる事項の調査審議状況
 - (1) 労働者の危険防止、労働災害の原因および再発防止対策、日常的な安全衛

- 生活活動
- (2) 労働者の健康障害防止、労働者の健康の保持増進、メンタルヘルス対策
 - (3) 安全衛生規定、安全衛生教育計画

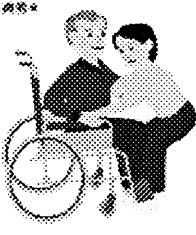
2 安全衛生教育

- (1) 安全衛生教育計画の策定状況
- (2) 以下の安全衛生教育の実施状況
 - (1) 雇入れ時教育
 - (2) 作業内容変更時教育
 - (3) 安全衛生特別教育
 - (4) 安全管理者等に対する教育
 - (5) 危険予知活動等の日常的な安全活動のための教育

3 経営トップを中心とした労働災害防止のための自主的な取り組み

- (1) 経営トップによる安全衛生方針の策定状況
- (2) 安全衛生方針の各事業場への周知状況
- (3) 安全衛生方針に基づく目標や計画の策定状況
- (4) 危険有害要因の調査等（リスクアセスメント）の実施状況

介護する人の 健康をまもるQ&A



介護する人の 健康をまもるQ&A

良い介護は介護する人の健康抜きにありえません。その健康は正しい知識と毎日の管理でまもれます。本書は、職場や家庭で介護に携わっている人の健康問題とその予防方法について専門家がわかりやすく解説しました。

草谷典男 編／2000円（税別）／ミネルヴァ書房
(<http://www.minervashobo.co.jp/find/details.php?isbn=04352-5>)

2005年夏期カンパへの ご協力のお願い

各位におかれましては、労働者・市民の諸権利を守り発展させる様々な取り組みにご奮闘のことと存じます。関西労働者安全センターへのひとたならぬ日頃のご支援、ご協力に改めて厚く御礼申し上げます。

非正規労働者の増加、労働条件切り下げによる利益至上主義の蔓延の中で、労働者が健康に働くことのできない状況が拡大しています。肉体的、精神的な疾患の増加を反映するかのように自殺件数は年間3万人を超え、過労死、精神疾患の労災請求件数も高水準を続けています。こうした中で、当センターは様々な相談活動、職場の安全衛生活動の支援などを通じて、労働者のいのちと健康を守り、前進させるべく運動を進めてまいりました。

とりわけ、この1年間はアスベスト被害者からの相談が増えました。中皮腫・じん肺・アスベストセンター、中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会と協力して支援活動に取り組んできました。その中で、旧国鉄での機関車などの補修作業、船の機関員など今まであまり知られていなかった問題も明らかになってきました。内装、電気、研り・解体、作業監督など建設関連労働者をはじめ、スレート工事、機械製作、石綿運搬、溶接など、被災者のアスベスト曝露状況は多岐にわたっています。明らかな労災が救済されないままであった例もあります。アスベスト特有のガンである「中皮腫」の労災認定率の低さは厚労省自身が問題としているほどです。また、一般住民へのアスベスト公害も問題化しつつあります。一方、今後、アスベストを使用した建築物の解体工事が増えていく中で、将来の被害防止対策が緊急の課題となっています。アスベスト問題は今後の最重要課題の一つと考えています。

労災隠し、外国人被災労働者の支援、腰痛・頸肩腕障害・指曲がり症など作業関連疾患に対する取り組み、じん肺等被災者の救済、労災上積み・損害賠償請求など使用者責任の追及、参加型活動、労働安全衛生マネジメントシステムの活用を通じた職場安全衛生活動の活性化、国際連帯などについて、関係労組、団体、専門家と協力しながら、今後とも地道に取り組んでいく所存です。

こうした活動を進めつつ財政改善に取り組んでいるところですが未だ不十分な状態に止まっています。まことに心苦しい限りではありますが、趣旨をご理解いただき、何卒夏期カンパへのご協力をお願い申し上げる次第です。

2005年6月

関西労働者安全センター運営協議会

議長 浦功

事務局長 西野方庸

韓国からのニュース

■職員の同意のない団体保険加入は無効

ソウル中央地方法院民事合議30部は26日、カード会社に勤め過労死した金某さんの遺族が、「会社が職員の同意を得ずに団体保険に入っていたが、契約は有效なので保険金を支給しなければならない」と、会社を相手に出した保険金請求訴訟で、原告敗訴の判決を行った。裁判部は判決文で「0社は保険会社から貸付けを受けるため、職員名義で各種保険に形式的に加入してきた」が、「職員の書面による同意なしに締結された契約自体が無効で、従って会社が実際に金某氏の保険金を代わりに受け取る権利もない」とした。ハンギョレ新聞2005年5月26日

■労働災害で労働者が一日に8名ずつ死亡

労働部は昨年安全事故と疾病によって業務上死亡した労働者が全部で2千825人、一日平均8名ずつであったと明らかにした。

うち事故による業務上死者は全部で1千537人だった。業種別には建設業が660人、製造業が386人、運輸倉庫通信業が116人、鉱業が41人、電気ガス水道が3人、その他産業が331人などで、建設と製造業が全体の68%を占めた。

労働部は業務上疾病・事故による死者数が、毎年増加傾向にあるため、来年までに死者を年間1千300人未満にまで低めるための関連対策を推進する。特に安全保健措置の不備による死亡の場合は、事業主への処罰を現行の「5年以下の懲役または

5千万ウォン以下罰金」から「10年以下の懲役または5億ウォン以下の罰金」に大幅に上向調整することにした。

また死亡事故が多発する10大作業別に詳細な安全対策を用意し、集中管理する一方、危険作業5種を産業安全保健委員会などで労使が共同で選定し、予防活動をする「5大安全作業(High-Five)運動」を全国的に展開する計画である。

(ソウル/聯合ニュース) ハンギョレ新聞2005年6月1日

■公共交通のない夜明け、マイカー事故に労災認定

夜明けの勤務のためマイカーを利用するしかない労働者が、出勤途中に事故にあれば業務上災害と認められるという判決が出た。ソウル行政法院行政5部は2日、夜明けに野菜の競売のために職場である農産物共販場にマイカーで出勤していて事故で亡くなった競売人・李某氏の妻が、勤労福祉公団を相手に出した遺族補償金及び葬儀費不支給処分取消し請求訴訟で、原告勝訴判決を出したことを明らかにした。

裁判部は判決文で「夜明けの勤務時間に合わせて出勤する李氏の場合、公共交通手段がなくマイカー出勤が避けられなかつたという点で業務と密接な『内的関連性』があるので、李氏の出勤中の交通事故は業務上災害にあたる」とした。

(ソウル/聯合ニュース) ハンギョレ新聞2005年6月2日

(翻訳: 中村猛)

前線から

長尾原発労災裁判 東電の裁判かく乱戦術を一蹴

東京

長尾光明氏が発症した多発性骨髄腫についての損害賠償を求めた裁判の法廷弁論が進行している。長尾氏は労災認定によって因果関係が公的に確定した被害の損害賠償を、原子力損害賠償責任法に基づいて、主な被曝職場であった福島第一原発を所有する東京電力に求めている。

労災認定されているので因果関係はすでに確定していること、原子力損害賠償法は無過失損害賠償責任を定めていることの2点から、東京電力は求めに応じる義務があることは明白である。もし、応じないというならば、それは、つまり原子力損害賠償法の存在意義を否定することを意味する。そのようなことが社会的に認められる見通しはない。

そうしたことを百も承知で、これまで東電側は「請求は時効である」「因果関係はない」と真っ向から争う姿勢を示してきたが、それが如何に牽強付会の引き延ばし戦術にすぎないかを、原告弁護団が7月1日弁論（東京地裁）に向けて提出した準備書面が完膚無きまでに明らかにしている。労災における損害賠償責任は安全配慮義務違反に基づくもので時効は10年である。その責任が原子力の特殊性から原賠法に集中されたとたんに時効が3年に短縮されるなどということはあり得ないのである。

因果関係についても全面的に争ってきているのであるが、常に、労災をなかなか認めようとしない国でさえ認めた相当因果関係を覆すことは、どだい不可能

なのである。東電側が引用している証拠文書についても、都合のいいところだけのつまみ食いにすぎないということがすでに原告弁護団によって明らかにされている。

ところで、ここにきて、国が東電側に補助参加する意向を表明した。これは、原賠法による東電の損害賠償責任が認定されたとき、国も支払いを負担しなければならないという仕組みになっていることによる。

しかし、労災認定している国が、どのような形でさえ、民事裁判の加害者側に、税金を使って加担することは、公正を著しく欠く行為であって、無責任この上ない。労災担当は厚労省、補助参加担当は文科省だからというのでは、デタラメこの上ない。長尾さんの所属する「よこはまシティユニオン」はこの件での話し合いを国に対して申し入れたところ、7月1日にその話し合いが行われることになった。安全センターもこれに参加し、国の意味のない、不公正な補助参加を追及していくことにして

いる。

原告弁護団と支援する会
は一致協力して、東電の無

為なあしゃべりに毅然とし
て対処するとともに早期勝
訴を目指して奮闘してい

る。

救助での死亡を労災認定 労働保険審査会が裁決

東京

川でおぼれた女性を救助
しようとして死亡した会社
員について、労働保険審査
会が労災と認める画期的裁
決を出した。

会社員は、千葉県内の会
社で川砂の採取調査や販売
などを担当していた。1997年7月、中国福建省に
出張し、砂の採取などのため
川に入っていた際、中国人女性2人があおぼれている
のを見つけ、救助しようと

したが、男性自身があおぼれ
て死亡した。妻の労災請求
に対して、千葉県の木更津
労働基準監督署と千葉労災
保険審査官は、「救助に向
かった時点で業務が中断し
私的な善意の行為に移つ
た」として不支給としてい
た。しかし今回、労働保険
審査会は、一緒にいた社長
も救助に参加したこと、現
場が子会社の敷地内で、あ
おぼれていた女性らが客で

あった可能性があったなど
から救助した行為は、業務
と密接に関係すると判断し
た。

JR福知山線の事故で
も、仕事中に事故に行き会
い、救助にあたった方たち
に心的外傷後ストレス障害
(PTSD)が起こっていること
から、厚生労働省は、会社に連絡を入れてい
れば労災と認める方針であると報道されている。これ
らのケースをきっかけに、
今までの形式的判断を改
め、積極的な対応となるこ
とが望まれる。

タイ人労働者の寄宿舎火 災、審査官が業務上の決 定

神奈川

仲間と一緒に工場内の建
物に住んでいて火災に遭つ
たティフコン・ワンナルさ
ん(本誌2005年1月号
参照)のやけどについて、
神奈川労働局労働者災害補
償保険審査官は、厚木労働

基準監督署の不支給決定を
取り消し、業務上の決定を
した。通達にも拘束される
審査官の段階で、よほど新
たな事実が出てこない限
り、逆転業務上となること
はきわめてまれであり、非

常に画期的なもの。この間
の経過を報告したい。

厚木労働基準監督署の不
支給決定理由

労働基準監督署が不支給
とした理由は、ティフコン
さんらが住んでいた建物
は、労働基準法上の寄宿舎
ではないということである。
つまり、寄宿舎とは事業
の必要上設けられるもの

であり、事業場の管理下にあるのだから、それなりの共同性や規律もある。それらが全くないと言う。署から説明を受けた時も、次長は何度も「全くない」を繰り返した。ちなみに会社の社長は、「物置」、「倉庫」と呼んでいたそうで、「とても住めるような状態ではない」と語っていたそうだ。

法律よりも現実を見よ

代理人となったセンターは、まず「寄宿舎火災でなければ労災ではない」とする厚木署の考え方を批判した。署の言う「寄宿舎」とはあくまでも、法律で決められた抽象的な姿に過ぎない。現実として労働者が働くために、やむなく「不完全な寄宿舎」に住むことはありうる事だ。実際に川崎であった弁当屋の火災の業務上事例なども紹介した。さらに、センターの内部で議論した時に、天明所長が指摘した。

「『人が住めるような状態ではない』という言葉を全く反対の立場から語った

人がいるよ」

その言葉は、1964年12月の故栗林三郎衆議院議員（当時、後の全国出稼者労働組合連合会会長）が、秋田県横手市出稼者労働組合会長高橋隆氏に宛てた手紙に見られる。「今、秋田県をはじめとして、多くの農民が出稼ぎに東京などに来ているが、その労働条件や生活状況は悪く、特に悪いのは宿舎設備で、人間の住むような状態ではない。これをなんとかしなくては、日本の農業はもちろん、人間破壊につながる」（「出稼運動の30年」、同書刊行委員会、1995年3月、76ページ）。出稼ぎ飯場の実状については、66年2月の中央労働基準審議会で、秋田の出稼ぎ者高橋典三さんが証言し、建設業附属寄宿舎規程の制定を訴えた。出稼ぎ者運動の高まりもあって、旧労働省は異例とも言える早さで、67年6月に建設業附属寄宿舎規程を交付した（68年4月施行）。そして、天明所長は、68年2月に上述の高橋さんグループの飯場を健康診断のために訪れて、

「人の住めるような状態ではない」居住条件に驚愕した。室内には隙間風よけに板壁に古い畳を立てかけ、トイレは今にも壊れそうなコの字形の板囲いの中に、掘られた穴の上に二枚の木片を渡してあるだけだった。

このときに天明所長が撮った写真も審査官に提出した。当時の労働省が現実を直視して法律を改定した姿勢を評価しながら、厚木労働基準監督署の相反する姿勢を批判した。ティフコンさんらがなぜそんな所に住まなければならなかつたのか。出稼ぎ労働者の現実は40年前も今も変わらない。さらに外国人（とくにアジア出身）は、ビザがあるがなからうが住居を借りることが非常に難しい、ひどい差別だ。外国人と結婚したある女性医師が言っていた。不動産屋に行くと、名前だけであからさまに嫌な顔をされる。ところが勤め先などを聞かれて、自分が医師であることを言ったときに、お茶が出てくる。

業務上の理由

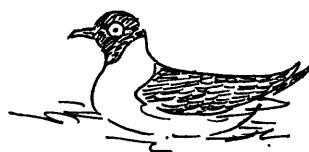
審査官は審査中に見込みを語ることはない。ただ、「むつかしいですね。」と言うばかりだった。しかし改めて同僚の聴取をするなど、丁寧に審査していることは伺われた。決定書によると、他に残業の状況、会社周辺の地理、バスの時刻表の確認などを調べている。その結果、ティフコンさんらの住んでいた建物は、「寄宿舎的意味合いが強」い。公共交通機関がなくなるぐらい遅くまで残業をすることも多く、出火前日も午後11時ぐらいまで残業があるなど、勤務実態に照らしても「当該施設の存在が事業運営上の必要があったものと推認できる」。ティフコンさんらは「終業時間外においても事業主の管理下にあったものと認められ」、火災の原因も残業後の夜食をストーブで温めた後の異常燃焼（推測）であり、ティフコンさんの「恣意的行為も認められない」として、業務上災害とした。

前日だけではない。決定書によれば、（日数の少ない）2月に、ティフコンさんは80時間、Sさんも60時間を超える残業に従事している。聞いてはいたものの、改めて火災当時の模様が記されている決定書を読んで、思わず涙をこらえることができなくなってしまった。実は火災の前日ティフコンさんは10時頃まで、Sさんは11時過ぎまで残業していた。そして眠っていた午前2時ごろ、火事に気がついたが、Sさんは疲れていたのか、起こそうとしたが起きない、やむなくティフコンさんともう一人の同僚は窓から飛び降りて逃げたのだ。

督署はダメと言えば、普通であれば「泣き寝入り」で済んでしまうところ。そんな中で、労働者の現実に、異国の地で帰国間際（だつたらしい）に無念の死を余儀なくされた労働者に思いを馳せたタイ王国大使館労働担当官事務所の、労を厭わない、現実に即した対応に敬意を表したい。すでにタイに帰国されたティフコンさんの後続請求（医療費など）、そしてSさんの遺族補償請求も、同事務所の協力で行なうことになっている。行政がどちらを向いて仕事をすべきなのか、改めて考えさせられる事例であった。（神奈川労災職業病センターニュースより）

行政の姿勢を考える

なぜ厚木労働基準監督署が業務外としたのか。調査姿勢そのものが間違っていたので、その内容も不充分だったわけだが、非常に理解に苦しむ。請求前から「労災にならない」とまで言っていたのだ。さらに会社も非協力的だった。会社も協力しない、労働基準監



5月の新聞記事から

- 5/1 午後9時40分ごろ、沖縄県石垣市のホテルで空中ブランコショーに出演中のホテル従業員女性が転落、マットの外に落ちて死亡した。
- 5/2 厚生労働省、大阪、兵庫両労働局は、JR西日本から脱線事故を起こした高見隆二郎運転士の勤務時間を記録した書類や定期健康診断結果などの提出を受け、調査を始めた。
- 5/6 兵庫、大阪の両労働局は尼崎JR脱線事故に対応するため、労災保険に関する専用の相談窓口を設置した。すでに77件の相談があった。
- 5/7 午前8時半過ぎ、福島県双葉町のコンクリート製造会社「東北レミコン」双葉工場で、砂の貯蔵庫内で男性社員2人が生き埋めになり、1人は無事、もう1人は窒息死した。
- 5/8 午後2時20分ごろ、兵庫県加古川市の神戸製鋼加古川製鉄所で、発電用のボイラー付近から出火、従業員が全身やけどの重傷。
- 5/9 午前10時ごろ、横浜市保土ヶ谷区の宅地造成現場で、下水管を埋める溝の中で作業員2人が土砂の下敷きになり、1人が軽傷。
- JR福知山線の脱線事故で、厚生労働省はJR西日本の労務管理や運転士の健康管理などについて京橋電車区などで聞き取り調査を実施する。乗客らの労災認定については、兵庫、大阪両労働局の専用窓口に相談が計90件あった。
- 5/11 厚生労働省の専門家会合は先月末、女性の坑内労働禁止を見直す方向で一致、労働基準法改正を視野に、女性差別の解消を図る方針。
- 兵庫県加古郡内の土木用品製造販売会社の運転手が脳内出血で死亡し労災認定された件で、遺族3人が、同社を相手に損害賠償を求める訴えを神戸地裁姫路支部に起こした。
- 5/14 JR福知山線脱線事故で、厚生労働省は死傷した乗客の労災認定について事務手続きを一部簡略化することを決め、全国の労働局に通知した。事故の状況や、被害者側に過失のないことが明白なため、無駄な手続きを省略して迅速な認定を図る。
- 5/15 厚生労働省によると、職場で一度に3人以上が死傷した「重大災害」は、去年は274件。去年は一昨年を25件上回り昭和60年の倍近く。産業別では、建設業が89件、製造業64件、運送業23件などで、製造業で前年より26件増えた。
- 5/16 午前8時半ごろ、加古川市、神戸製鋼所加古川製鉄所の製鋼工場内で、製鋼過程の溶鋼が飛散し、同社社員2人が、手や足などにやけどを負い重傷。
- 5/18 JR宝塚線の脱線事故で、厚生労働省は仕事中に救助活動にあたった会社員らが、けがや心的外傷後ストレス障害(PTSD)を負った場合、労災保険の申請を積極的に認める方針。
- トンネル工事でじん肺になった北海道内の元建設作業員らが国とセネコンに損害賠償を求めた訴訟で、被告企業が原告のうち、20人に計約2億円を支払う和解が札幌地裁で成立。
- 5/19 越谷郵便局の男性局員が04年5月、脳こうそくで死亡したのは、日本郵政公社が導入した新たな経営方式による過労が原因だったなどとして、男性局員の母親が、公務災害認定を求

める請求書を同公社関東支社長へ提出したと発表した。新方式導入後の郵便局員の過労死認定請求は全国初。

- 5/20 午後9時ごろ、茨城県神栖町、液化石油ガスを備蓄するため製造中のタンク屋根で、作業をしていた三井金属鉱業社員が、タンクの内壁と外壁の間に転落、死亡した。

午前10時35分ごろ、金沢市進和町の伏見川の護岸工事現場で、土木作業員が作業中に倒れ、感電で間もなく死亡。

環境省所管の財団法人「地球環境戦略研究機関」で働き、シックハウス症候群と診断された30代の元女性職員について、横須賀労働基準監督署は労災と認定した。シックハウス症候群による労災認定は全国的に珍しい。

- 5/21 午前8時50分ごろ、北海道苫小牧市の苫小牧署1階男子トイレで、同署地域課の男性巡査が、拳銃で自殺を図り、死亡した。

児童虐待などへの対応で児童相談所の職員が、親から暴力を受けるケースが、全国の主な相談所の7割であったことが厚生労働省の調査でわかった。

- 5/23 尼崎市のJR福知山線脱線事故で、遺族が大阪労働局に労災を申請した。この事故での労災申請は初めて。

死者107人を出した兵庫県尼崎市のJR福知山線脱線事故は、県警捜査本部の調べで、けが人の数が男性217人、女性332人の計549人によることがわかった。

- 5/24 午後2時15分ごろ、滋賀県びわ町で、木造2階建ての民家の屋根から、トタン張り職人が転落。頭などを強く打ち、約1時間後に死亡。

土木工事会社に雇われ、作業中に心筋梗塞を起こした不法就労のバングラデシュ人男性に対し、神奈川県相模原労働基準監督署は、長時間の過重労働が原因として労災認定した。勤務実態を証明しづらい不法就労外国人の過重労働による認定は珍しく、画期的な判断。

- バルブ工場で苦情対応係をしていた夫が心原性ショックで死亡したのに、労災の遺族補償年金を不支給とした処分の取り消しを求めて、佐伯市内の女性が、大分地裁に提訴した。
- 5/26 午前8時40分ごろ、越知町野老山の国道付け替えの建設現場で会社員1人が、クレーンと転落防止用柵のポールにはさまれ、外傷性ショックで死亡した。

- 5/27 尼崎脱線事故の犠牲者の遺族が、兵庫労働局管内で労働災害の申請を行った。兵庫労働局管内では初めての申請。

- 5/30 神戸市須磨区にあったJR西日本の旧鷹取工場で、アスベスト吸引により、悪性膜膜中皮腫を発症、死亡した神戸市の男性を国鉄清算事業本部は、労災と認定した。

米海軍横須賀基地の元日本人作業員5人と死亡した6人の遺族10人が、雇用主の国にじん肺の損害賠償を求めた第3次訴訟は、国が安全配慮義務違反を認め、総額約2億1500万円を支払うとする横浜地裁横須賀支部の和解案を国、原告双方が受け入れ和解が成立した。

昭和50年10月29日 第三種郵便物認可
関西労災職業病

6月号(通巻350号) 05年6月10日発行

(毎月一回10日発行)

腰痛予防に腰部保護ベルト - 宇土博医師(広島労働安全衛生センター顧問)監修 ミドリ安全(株)製

らくようたい インナー&アウタータイプ

Super (スーパー・リリーフ) NEW! *Relief* インナータイプ

腹圧効果、骨盤補強効果で腰への負担を軽減。高い運動性と快適性。スーパー・リリーフは、かさばらない肌着感覚のインナータイプで制菌効果・遠赤効果のある素材使用。



種類	型	色	サイズ	S	M	L	LL	LLL
らくようたい	男 DR-1G	黒/白	ウェスト	72-80	80-88	88-96	96-104	104-112
	女 DR-1L	黒/白	ウェスト	56-64	64-72	72-80	80-88	-
Super Relief	兼用	Super Relief - (ツートン)	グレー・ブルー 骨盤回り	56-65 64-72	65-85 70-88	85-100 85-102	100-110 100-112	-

(頒価) 5,700円(送料別) ■種類、性別、色、サイズをご指定の上、ご注文ください。
■パンフレットあります。関西労働者安全センターTEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278迄

「関西労災職業病」定期購読のお願い

「関西労災職業病」は毎月1回の発行で頒価は下記の通りです。定期購読のお申込み・ご入金は郵便振替をご利用ください。労金口座をご利用の場合は、住所・氏名を別途電話、はがき等でお知らせください。

- 郵便振替口座 00960-7-315742 関西労働者安全センター
- 近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284 関西労働者安全センター

1部	200円
年間定期購読料(送料込み)	1部 3,000円
"	2部 4,800円
"	3部以上は、1部につき2,400円増
会員購読料	安全センター会員(会費月1口1,000円以上)には 1部無料配布。2部以上は1部150円増

Culture & Communication

—封筒・伝票からパッケージ・美術印刷—



株式
会社

国際印刷出版研究所

〒551-0002 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号
TEL.06(6551)6854 FAX.06(6551)1259